

○吉本議長 通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、一般質問をさせていただきます。

その前に、3月議会において、この本議会の権威を著しく低下をするような発言がありました。これは本議会において、市答弁、私も含めてですが、市民の皆さんに向けて質疑をし、質問している件を深く理解していただきまして、これから私が質問する事項について、誠意あるご答弁をまず最初をお願いをしておきたいと思えます。

質問については、1項目から進めていきたいと思えます。

まず第1点、総合型リゾート施設、通称IRについて質問させていただきます。

2016年の12月臨時議会において、IR法の強行採決に対して、マスコミの一斉批判がありました。特に、ギャンブル依存症については、日本公認の公認ギャンブルが多く、被害者を生み出しながら、その対応がほとんどなされていないことが強く非難されてきました。パチンコで言えば、最王手、最大年35兆円、今でも年20兆円も売り上げているのであります。パチンコ業界の利益は、5%から10%であると言われております。

公営競技は、売り上げの約75%を宝くじが、t o t oが45%から50%を客の配当に回し、残りを公益目的と称して収奪をしている。政府や地方自治体が、また、これらが支配する団体が行う公営ギャンブルは収奪率なのであります。

ギャンブルに伴って、消費者が失う被害・弊害に対して、責任を果たそうとしていないのが現状であります。

これらの公営ギャンブルに輪をかけて、今回、マリーナシティにカジノ賭博を誘致をしようとしている和歌山県と和歌山市に対して、私たちは強い怒りを表明したいと思っております。

そこで、今回、岩出市長として、このIR施設についてのご見解を質問させていただきます。

まず第1に、カジノ施設をマリーナシティに誘致をしようとしています件について、基本的な見解を求めておきたいと思えます。

2番目に、新設された際、隣接地である岩出市として、どのような影響が考えられるのか、あるのか、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

3番目に、先ほども申しましたように、ギャンブル依存症対策として対応、これについてどのようにされようとしているのか、まず、ご答弁をいただきたいと思

ます。

- 吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

- 中芝市長 尾和議員のI R誘致について、岩出市長の見解、隣接市への影響、ギャンブル依存症への対応という質問ですが、I R誘致については、和歌山市が主体となっていて行っている事業であり、現状は、特定複合観光施設区域の認定までには至っておらず、隣接市の市長として申し上げることはございませんが、いずれにしても、ギャンブル依存症への対応も含めて、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づき、今後、手続が進められていくものと思いますので、その推移を見守ってまいります。

以上です。

- 吉本議長 生活福祉部長。

- 山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の1番目の3点目、ギャンブル依存症への対応はどうするのかについて、お答えします。

和歌山市が進めているカジノを含む統合型リゾート施設誘致については、外国人専用と聞いております。また、先日の和歌山市議会で、尾花市長は、外国人専用カジノが不可能な場合は、諦めざるを得ないと答弁されております。よって、I Rと岩出市民のギャンブル依存症との直接的な関連性はほぼないと考えます。

なお、パチンコ等によるギャンブル依存症については、岩出保健所で精神科医あるいは精神保健福祉師等による相談を行っておりますので、支援の相談があれば保健所へつなげているところであります。

以上です。

- 吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 今、市長のほうから答弁をいただきました。今回のI R誘致については、当該市でないんで、具体的な見解は述べられないと、持っていないという内容でありました。私は、こういうような傍観的な立場じゃなくして、今回のカジノ法案に基づく、もし岩出市における影響等を考えると、基本的に、岩出市として見解を表明をするということが最も求められるのではないかと。

今、担当部長が、外国人専用であって、専用でないなら、これは和歌山市の市議会で6月18日に尾花市長が答弁された内容であります。だからといって、将来、このカジノ施設に関連する誘致は、諦めたわけではありません。こういう現状の中

において、岩出市としても将来を見据えた現時点での取り組み、見解というものをやはり構築していく必要性はあるというように思っております。

さらに、世界のカジノ産業の報告によれば、フィリピンの市場で12億ドル、マカオで621億ドル、シンガポールで71億ドル、韓国で26億ドルというこの現状を踏まえて、この国を訪問する外国の富裕層、最近、マリーナにおいては放火事件が発生をしておるのであります。和歌山県下においても、これらの関連する非暴力団体との治安の悪化というのは、問題が発生することは容易に懸念をされる現状にあらうと思うわけでありまして。これについても、再度ご見解をいただきたいと思っております。

3番目に、あぶいた金で消費を活性化しても、これは経済成長には結びつかない、私は思っております。教育環境においても、悪影響を与えるということは容易に想定されますし、賭博に関して、多重債務者や青少年の健全な育成にも大きな問題を含んでいると私は思っております。

さらに、和歌山の弁護士会においても、このIR誘致については、反対声明が出されているわけでありまして。

岩出市として、とめようという意思がないのか、そういうような進言をすべきであると、私はこの時点で求めておきたいと思っておりますが、岩出市の見解をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

現在は、和歌山市に誘致したいということであり、設置される観光施設の規模や種別等も決まっておらず、認定もされていない中で、隣接の市長として申し上げることはございません。

それから、法律の規定に基づき進められている事業について、隣接地の市長だということではありません。今後の推移を見守ってまいります。

以上です。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第10条におきまして、カジノ施設の設置及び運営に関し、不正行為の防止及び有害な影響の排除を適切に行う観点から、必要な措置を講ずるということで規定されてございまして、現在、国において、ギャンブル依存症も含めて、対策法の整備、IR実施法という名前と思っておりますけど、検討されているということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長を初め公室長のほうから答弁をいただきました。そうしますと、現時点で、この和歌山市、県が誘致をしている I R 施設については、進捗状況を判断して、将来、岩出市として見解を述べる機会があるかもわからないというように理解をされているのか、それとも法に基づいて設置されるものについては仕方ないんだというようなご見解なのか、重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えをいたします。

今後の展開にもよりますが、事業主体者の義務として、県民、市民への周知はされるものと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、2 番目の質問をさせていただきます。鳥獣被害対策についてであります。

これは、たびたびこの本会議でも各議員のほうから質問がされてきておるんですが、近年、特に、鳥獣被害について、根来地区を初め北山周辺の出没が問題になっております。農家への被害、また偶然出くわせた際の危険など、今求められる対策は、重要であると考えております。

岩出市における被害防止計画に基づき取り組みをされていると思いますが、岩出市としての現状と対策、どのようにされているのか、捕獲数を含めて、対象鳥獣ごとに答弁をいただきたいと思います。

2 番目に、捕獲従事者への助成金、補助金というんですか、支給実績について、どのようになっているのか。それから、捕獲をした際の岩出市への届け出、チェック、確認体制についてはどのように実施をされているのか、お聞きをしたいと思います。

3 番目に、イノシシ捕獲をする際、箱わなを貸与していると思われませんが、現在、何個あるのか。対応に当たり、どのような手順で対応しているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 鳥獣被害対策について、通告に従い一括してお答えいたします。

本市では、農作物等の鳥獣被害対策として、和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会並びに地域住民の協力を得て、捕獲等を実施し、個体数の調整を図っています。

平成28年度の実績として、イノシシ379頭、アライグマ69頭、カワウ16羽、サギ72羽を捕獲しています。

なお、捕獲等にかかる費用に対する補助を猟友会岩出分会へ、イノシシ1頭当たり8,000円とし、交付しています。

また、市が保有しているイノシシ用わなについては、有害鳥獣捕獲備品貸出要綱に基づき猟友会岩出分会へ貸与し、有害鳥獣捕獲等の期間が満了後、速やかに返却を受け、点検、整備を行っています。

○吉本議長 再質問を許します。

○尾和議員 答弁が漏れている。捕獲した際の確認はどのような手順になっているか。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 申しわけありませんでした。捕獲確認ですが、捕獲固体の写真及び両耳並びに尾を提出させ、確認しております。それと、わなの個数ですが、5個となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回、捕獲の件数についてですが、これ以外にもイノシシ、アライグマ、それから計画の中では、ヒヨドリ、カラス、ムクドリ、カワウ等の計画案というのがつくられておると思うんですが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、捕獲した際の確認について、これ最近、鹿児島県の霧島市において、捕獲のした際の固体の確認なんですが、不正が生じてきております。両耳と尻尾と写真ということなんですが、写真を撮った際、写真をたらい回しにして、件数を水膨れにさせているということが言われており、損害額は、市の発表でも約200万円近い返還請求を出しているというように新聞報道されております。

支給に当たっては、固体の確認について、私は、今ご答弁をいただきました写真等についてのたらい回しがいいのか。そして、両耳と尻尾の確認で、実際には捕獲した際に、現場に行き、市職員が立ち会って確認をするという手順も求められるのではないかな、そのように感じております。これについて、市の取り組み、見解

を再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 まず1点目にご質問でありました、ヒヨドリ、ムクドリなど、計画を定めてというご質問でありましたが、計画につきましては、鳥獣保護法に基づきまして、岩出市鳥獣被害防止計画、現在のものは平成29年から平成31年までの計画期間として定めております。この中で対象の鳥獣といたしまして、イノシシ、アライグマ、カラス、カワウ、この4種類を上げて、この計画を作成しております。これに基づいて捕獲を実施しております。

また、2点目の捕獲数の確認ということでございますが、捕獲したイノシシの写真につきましては、必ず向きを一定にしまして、捕獲した日付をスプレー、ペンキのスプレーで日付を記入させております。したがって、右左向けたりということとはできません。なおかつ、固体から両耳と尻尾を切り取って、その実数を確認しておりますので、そういった数のごまかしといいますかね、そういうことはできないと思っております。したがって、職員が一つ一つ立ち会う必要はないと、そう感じております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 いわゆる固体の確認の件なんですけど、向きを一定にしてということで、その固体の上にペンキで、いわゆるペンキスプレーでどのように日付をマーキングしているのか。いわゆる写真で、デジタル写真撮りますと、日付を表示をして写真を撮るといっても、これは一方で可能ですから、そこでチェックをされてることなのか、その点についてお聞きを再度しておきたいと思います。

それから、カラスとかカワウの捕獲件数、これについては1回目の部長の答弁でなかったんで、これについて再度確認をさせてください。

それから、箱わなの件でありますけど、5個、現在貸しているということを言われております。この箱わなを貸与する際に、その方の猟友会の一部の人は、不公平だと。抽せんによって貸しているという形をとっておられるのか、偏っているのではないかというご意見が、最近聞くことがあります。こういう箱わなの貸与については、どのような形で貸与しているのか、抽せんのやり方等について不公平がないように、そういうような貸与の仕方をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質問にお答えいたします。

まず1つ目、写真でございますが、写真につきましては、画面一面に捕獲したイノシシを横倒しにして撮っております。体のほぼ全域にわたって、白いスプレーで日付を記入しております。そこへ捕獲したものが横へ写ると、こういう形にしておりますので、デジタル加工などによる修正はできないというふうになっています。

それから、カワウでございますが、先ほど、最初の答弁にもございました。平成26年で23羽、平成27年度で30羽、平成28年で16羽という実績でございます。

それから、おりの貸与、その抽せん、不公平ということでございますが、市は貸しているのは、個人には捕獲おりは貸しておりませんので、猟友会に貸しておりますので、猟友会の中で割り当てされております。その割り当てについては猟友会のほうにお任せしている状態となっております。

失礼しました。カラスもお答えしたいと思っておりますが、カラスとしましては、有害捕獲の捕獲実績は、平成26年、平成27年、平成28年はございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきます。

岩出市におけるプール新設に関してについてであります。これまでも本議会でも質疑を行ってまいりました。具体的に詳細をお聞きしたいと思っておりますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

今回の計画については、既にもう補正予算で4,600万円の設計監理委託料を計上して、これから決定されようとしている段階だと思っております。本来、この計画は市民の需要に応えるために、総合的に考えて構築をされるべき議案であろうと考えております。その中で、現在ある2カ所のプール東西は、新設された後、閉鎖されるという考えだそうですが、その後、どのような形で市民等々について、声を集約をしていくのかということで、非常に関心のあることでもあります。

そこで、現在、どこまでプール新設について進んでいるのか。さらに、供用開始時期はいつごろと設定をしているのか。

それから、2番目に、プールの規模及び何メートルのレーンとなるのか。

それから、3番目なんです。屋外ということで過去に答えられておりますが、

屋外になりますと、通年で使用するということが不可能になるということになると思うんですが、これについてどのように考えておられるのか。

それから、4番目に、使用料金、ここら辺についてどのようなお考えを持っておられるのか、ご質問をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の一般質問3番目、プール新設に関して、通告に従い、お答えいたします。

まず、1点目の進捗状況と供用開始日はいつかについてであります。現在の進捗状況は、先日、プール新設に関する設計監理業務委託の補正予算を議決いただきましたので、現在、本委託業務の発注準備を進めているところでございます。また、工事の着工時期、竣工時期につきましては、平成29年度、国の補正予算による財源の確保に努め、供用開始予定日であります平成30年7月に向けて準備を進めてまいります。

次に、2点目のプールの規模及び何メートル、何レーンのものかということですが、現在あるプールの代替施設として、その規模、概要等は設計監理業務の中で検討してまいります。また、規模等に応じ、総合体育館の適切な場所に建設してまいります。

次に、3点目の屋外となると、通年の使用が不可能となるがということについてですが、新プールにつきましては、現在の2プールを1カ所に統合することで管理運営の合理化を図るとともに、市中心部である市民総合体育館敷地内の立地条件を生かし、浄水機能を有する屋外型プールとしております。

次に、4点目の使用料金についてでございますが、現プールの代替施設でございますが、現在のところ未定でございます。近隣市の状況なども鑑み、条例改正を開場までに議会へ議案を提出したいと考えております。また、新設プールの維持費については、現在、規模等が決定しておりませんので、試算してございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただいたんですが、この設計段階で、準備段階であるということでもあります。もちろん、市民の皆さん、この問題については非常に興味があって、アポロの施設がなくなった関係で、多くの方がこのプールについてはどうな



るんだらうという期待もされておりますし、どうすべきだということもよく聞く機会があるんですが、設計段階で、準備段階で市民の声を聞く、アンケートの集約とか、そういう機会を設けて、それに応えた形での設計をしていくのか。それとも、もう行政サイドで設計については準備をしていくのか。そこら辺について、総合的にどうしていくのかということで、市民のアンケート集約をされるという意思があるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、もちろん条例制定して、料金等が決まるわけなんですけど、ちょっと1点だけ気になることがありますので、閉鎖後の両プール、これについての使用用途、ここらについても考えておられるのかなという気はするんですけども、それについてお聞かせください。

それと、堀口プールなんですけど、執行部の皆さんもご存じやと思うんですが、あそこに入ったところに、常時タクシーが駐車しているような状態になっているんですね。これは許可をした形で、あそこの駐車場をタクシー業者に貸与しているのか、それとも便宜上、あそこを使ったら中継地点としていいので、無断でタクシーが乗り入れをして置いているのか、ここら辺について市民の皆さんが聞いてほしいと。ああいう状態でいいんかということがありましたので、これはお尋ねをしておきたいなと思っております。

それから、今ご答弁ありましたが、全体的な構想についてはこれからということでもありますので、プール等についての幼児用とか小中学生、児童用とか、大人プールとか、それから、レーンの長さ、これは一般的な形で、今までの延長上でやろうとされているのか、いわゆる国際基準というんですか、そういうものを含めたレーンの長さを想定していくのか、そこら辺も含めて、お考えがあるようであれば、この段階でご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

4点あったかと思いますが、まず、市民の意見をどのように反映するのかということであったかと思いますが、これにつきましては、スポーツ推進委員や周辺市民の方々の意見を参考にさせていただきたいと考えてございます。

それから、両プールの跡地ということではありますが、現在の両プールにつきましては、昭和50年代に建築されたもので、老朽化が進んでおります。そのため2つの施設を廃止すると考えてございます。跡地利用につきましては、今後、検討してま

いりたいと思います。

それから、タクシー云々につきましてですが、通告と外れていると思いますので、答弁は差し控えたいと思います。

それから、今後のプールの形状等についてですが、国際基準にのっとったものかどうかというようなご質問ではありますが、競技用プールということは考えてございません。現在あるプールの代替施設として考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長のほうから、質問の通告がないから答えられんということなんですが、現在、これは不法駐車やと私は思うんですね。市当局が堀口プールにタクシーの、少なくとも二、三台、常時とまっているんですよ。これは、やっぱりやめるように通告しなければ、常時こういう状態が続いていると。黙認をしておれば、市が認めたということになるわけですから、たとえ、質問通告をしてなくても、即座に回答できる問題やと思うんですね。そしたら、そういう申請があつて許可書を出しているのか出してないかぐらい、部長もわかるでしょう、教育長も。担当課も知るところですよ。こんな答弁すらできないんですか。

それと、今、私が2回目に質問した市民へのアンケートの集約をどうするのか、これは答弁ないんですけども、市民に対しては、そういうアンケート方式で意見を聞く機会というのは設けないという考えなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、タクシーの件についてであります。議会のルールというのがございます。それにのっとりて答弁を控えさせていただいた次第でございます。

アンケートについては、現時点では教育委員会として実施する考えはございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきたいと思います。

上岩出小学校前の県道131号線の整備についてであります。この道路については、狭隘のため、過去から道路の拡幅が、県のほうで工事が進められてきていると思う

んですが、現在、上岩出小学校の正門前で工事がストップしている状態にあるということで、周辺の父兄の皆さんが、あの工事はいつぐらいに完成するんだろうということも言われております。

農業用水路が走っている関係で、工事も難解な工事になろうと思うんですが、まだまだ十分な形で、先が見えていないのかなと思うんですが、この上岩出小学校の道路の通学道路については、早期に整備をしてほしいという声があります。

先日も父兄の皆さんから、子供が小学校へ行く際、危険な目に遭うところでしたと。南北の工事についてどうなっているのか。長期にわたりストップしている。市に早期完成をやってほしいというご連絡があり、現地を確認したところであります。

そこで、正門前の道路に関して、現在、整備への取り組みをされていると思うんですが、完了時期についてどのような状況にあるのか。さらに、歩道整備、正門入り口は勾配がきつい関係で、子供たちも冬場になれば滑ったりというようなこともあるらしいんですが、歩道整備も視野に入れて、検討をすべきであるというふうに考えておりますが、市と県との調整なり、市の考え方についてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 上岩出小学校前の道路整備について、一括してお答えします。

岩出市としましては、県道新田広芝岩出停車場線の安全対策としての道路整備を道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望しております。

平成23年度から上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道設置の事業を進めていただいております。その幅員構成は、車道5メートルと東側に歩道が2.5メートルとなっております。進捗としましては、上岩出保育所付近約80メートル区間について工事が完成しており、今年度は用地協力の得られた上岩出小学校付近約90メートル区間の工事に着手し、平成30年度中に完了できるよう事業を進めていると聞いております。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ぜひ早期にやっていただきたいんですが、今ご答弁で、用地買収について、明確なご答弁がなかったんですが、何筆ぐらい、現在、買収の完了してないの

か、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、正門前の歩道については、2.5メートルを歩道としてということなんです。これは西側に歩道をつくれるのか、それから、小学校入り口付近に歩道をつくるのかによって、ちょっと若干違うんですけども、そこら辺についてはどのような青写真になっているのか。市と県との間で要望されているのか。それから、入り口の勾配について、なるべく緩やかな形が可能なかどうか、そこら辺について再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

用地買収の残りですが、現在、3筆残っておりまして、早期取得に努めたいと聞いております。

それと、2点目の正門前歩道についてなんです。これは東側の片側歩道だということ。入り口を緩やかにしてほしい等のご要望ですが、それ、もちろん市と県で調整して、できる限り使いやすいように設計してもらっております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩

(11時40分)

再開

(13時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、一般質問を継続して行っていきたいと思います。

教育諸課題についての問題で、ご質問をさせていただきたいと思います。岩出市における教育課題については、5点にわたり質問をしたいと思います。

まず、新しく教育長に就任されたことに対しまして、まずもってご苦労さまと申し上げたいと思います。

新教育長の所信は、さきの3月議会でメッセージをお聞きしておりますが、今の諸課題について、どういう認識をされているのか、今後どのような方針のもと、教育について取り組まれようとされているのかであります。

そこで、私は、まず第1に、文科省の調査によりますと、12万人から不登校の児童生徒がいると言われております。過去、岩出市内における不登校の人数を、現在、何人あるのか、また、いじめ問題についてお聞きをしたいと思います。

このいじめ問題に対する問題について、最悪の場合、全国的にも実施するという事件も起きており、岩出市においても、第二中学校において、踊り場から飛びおり、死亡する事件も起きており、別に起因はあるとしても、校内での事件として、過去、歴史からいって、なかったことであります。これらの現状認識についてと、あわせて対策をお聞きをしたいと思います。

2番目に、学力テストに関してであります。この学力テストに関して、結果と公表については、私は過去から聞いたことがありません。少なくとも各学校のテスト結果について、保護者を初め共有して事に当たるべきであると考えております。この公表について、どうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、次に、この問題に関する教職員の長時間労働についてであります。各学校における実態の把握は、現在されているのか。負担軽減のために、どのような取り組みをしていこうとしているのか、あわせてご答弁をいただきたいと思っております。

4番目に、学校施設に関してありますが、地球温暖化に伴って、毎年毎年、気温が上昇し、教室内の室温も勉学に励む妨げになっていると考えております。早期に全教室に空調設備の完備をすべきであり、現時点で、岩出市教育委員会として、この考えについてお聞きをしたいと思います。

最後に、3月議会において、教育勅語に関して見解をお聞きしました。新たに、新教育長として、この教育勅語に対する認識をお聞きをしておきたいと思っております。

ご答弁よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 尾和議員ご質問の教育諸課題について。

第1点目、不登校・いじめ問題の現状について、お答えいたします。

なお、学校ごとの実態というご質問であります。特に、小学校の不登校児童は少なく、学校ごとの実態をお答えすることで個人が特定される心配があることなど、学校ごとの実態をお答えするのは適切ではないと考えますので、市全体の状況につ

いてお答えさせていただきます。

本市の不登校の状況につきましては、1,000人当たりの不登校数を割合であらわしていますが、平成27年度では、小学校で0.12%、中学校で3.47%となっています。また、その対策についてでございますけれども、不登校については、休み出したときに早期発見・早期対応をしていくということで、担任だけではなく、複数の教員、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をとりながら、早期に対応しております。

平成27年度のいじめにつきましては、1,000人当たりの認知件数を割合であらわしていますが、小学校で11.95%、中学校で1.89%となっています。

なお、いじめにつきましては、現在のいじめの定義は、当該児童生徒が、ある一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるものとされています。したがって、本市では、されたほうがいじめと感じたものは全ていじめとカウントしており、大半は嫌なことを言われたやからかいなどとなっており、その日のうちに必要な指導を行い、解決しております。

次に、2点目の学力テストについてお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査は、本年4月18日に小学6年生と中学3年生を対象に、国語・算数（中学で数学）の2教科が実施されました。結果については、8月下旬に届く予定となっています。結果の公表につきましては、平成26年度から調査の結果の概要及び調査結果を受けて、今後の改善の方向等について、市のウェブページにて公表しており、今年度も同様に公表する予定であります。

次に、3点目の職員の長時間労働の実態と負担軽減についてお答えいたします。

平成28年度の超過勤務の実態につきましては、小学校教員では、80時間超えの教員が全体の1.85%、45時間を超え80時間未満の教員が全体の33.33%、中学校教員では、80時間超えの教員が全体の7.53%、45時間を超え80時間未満の教員が全体の23.66%となっています。

負担軽減策といたしましては、各学校でノー残業デイの設定や教材の共有化の奨励、会議等の精選等を実施しております。教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員、介助員等を配置することにより、教員の負担軽減に努めているほか、学校宛てに出すアンケートや各種調査物の精選等を実施するとともに、学校長に対し適切に教員の負担軽減を図るよう指導しているところであります。

次に、学校施設の空調設備にお答えいたします。

小中学校への空調設備については、必要と思われる保健室や図書室、音楽室、パソコン教室など特別教室には設置しており、今年度は、岩出中学校美術室に設置いたしました。今後の方針といたしましては、予算や優先順位等を勘案し、引き続き検討してまいります。

次に、教育勅語に対する見解についてお答えいたします。

教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。この基本的な考えを踏まえた上で、特に、学校教育においては、学校教育法や学習指導要領等に基づき進めてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、教育長、こんな、なぜぼやけた形で不登校・いじめ、これについてなぜ公表できないんですか。過去、この問題については本会議で教育委員会も答弁をしてくれておるんです。各学校における不登校生徒数、今回、後退したと言わざるを得ません。

今ご答弁になりました平成27年度、全体として0.2%とか、小学校でですね、中学校で3.47%、ということは何人いてるぐらいのことはわかっているはずですね。把握されていると思うんです。学校別に、なぜ公表できないのか。特定できることはないと思うんですよね、市民に公表しても。現状を正しく市民の皆さんに、こういう実態ですよと。その上で、一緒に考えていきましょう、教育委員会として、こういう実態に直面をしていると。保護者の皆さん、あるいは岩出市民の皆さんも、この不登校の問題について、一緒にどうしたらいいのか、もちろん一時的には教育委員会の責務であるわけでありますが、我々は、親としても、この問題について避けて通るわけにはいかないわけでありまして。

いじめ問題についても同様であります。過去の事例からして、いじめの件数についてもパーセントじゃなくして、件数もこの場で公表してくれておるんです。新しい教育長が就任すると同時に、こういう後ろ向きなご答弁しかなかった。これはどういう姿勢なのか、私は疑問を持たざるを得ません。再度、具体的に公表してください。

それから、教職員の長時間労働についてであります。この実態というのは、今、されておりますが、昨年から文科省のほうから教職員の实態、どういう実態になっているのかということで、各市町村教育委員会に調査をした結果であろうと思うん

ですが、小学校で80時間以上超過勤務、通常の間帯からオーバーしている人が1.23%ですか、中学校では7.53%、こういう実態にあると。

今までも、この数字について、教職員についてはタイムカードがないということで、自己申告という形で把握をされたんだと思うんですが、こういう実態の中で、長時間労働がいかに教職員の精神的なストレスとか、そういう蓄積を培養しているという実態にあるわけですね。長時間労働をいかにして減らしていくのか、改善していくのか。今まで給特法に依じて、過去、この問題については、戦前戦後から教職員も労働者であるとして、残業手当の支給をすべきだという中で、文科省は暫定的に4%をつけて、支給をしているからということで、今も各裁判所において争われている懸案であります。

しかし、現実には長時間労働が常態化をしているという実態にあるわけですから、これを岩出市においてどうしていくのかと、抜本的な解決策をしない限り、教職員の労働条件の改善にはつながらないと、私は強い懸念をしているわけであります。

そういう意味から、負担軽減については残業デイを設けるとか言われておりますが、実態として、教職員がクラブ活動とかそういう指導、担当のクラブを持つということによって、長時間にわたって負担になってきている。それから、期末テスト、中学校では中間テストとかあった場合の採点については、自宅に持ち帰って採点をせざるを得ないという実態も聞いております。これらの問題についても、あわせてどうしていくのか、具体的に、教職員のヒアリングをしながら、いかにしたら教職員の長時間労働を改善していくのか。今、文科省においても、全体としても働き方の改革ということで、教職員に置かれている長時間労働をどうするのかということで、今議論をされておりますが、並行して、積極的に岩出市の小中学校の教職員に対する長時間労働をなくすための手だてを受け身じゃなくして、能動的に変えていくという取り組みが教育委員会のすべき課題であろうというふうに思っておるわけでありまして。その点について、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、学校施設の空調設備の問題であります。これも岩出市はおくれていると言わざるを得ません。和歌山市は、今、小中学校全教室、空調設備を設置をしたということでありまして、岩出市で、なぜ空調の完備をしないのか。子供たちの教育環境を守る大切な1つの課題であるわけでありまして。

私たちは、親として、市民として、小学校・中学校の空調完備、これは計画的に、段階的に、早期に実現を図っていくべきだと思っておりますが、今のご答弁では1校だけしか考えてないんだということです。これについても再度前向きなご答弁を



いただきたいと思います。

それから、教育勅語に関しては、今、憲法とか教育指導方針に従ってやっていくんだということではありますが、ことしの3月31日、政府が教育勅語について、憲法や教育基本法等に反しないような形で、教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないというような閣議決定をされました。

これに対して、各界各層の皆さんは、この見解について、戦前の教育回帰になると。再び、子供たちが戦争に巻き込まれるということになるということなので危惧をされているわけでありまして。この閣議決定に伴って、岩出市においては、この方針に従わないよう私は求めておきたいと思いますが、それについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、いじめや不登校について、なぜ、学校別の公表できないのかということであったかと思いますが、不登校につきましては、先ほども教育長のお話にあったとおり、人数が非常に少ないので、学校別で公表しますと、その個人が特定されてしまう可能性が非常に高いということで、この場での答弁はふさわしくないと考えております。

ただ、全体の人数だけ申し上げておきます。不登校につきましては、小学校は、市全体で4名、中学校は66名、ともに平成27年度の数でございます。

いじめにつきましては、市教育委員会ではいじめの定義にのっとりまして、個々の行為がいじめに当たるのか否か、その判断につきましては、表面的、形式的に行うことなく、いじめられたと訴える子供の立場に立って行われるべきものであると考えております。

そういったことで、本市では積極的にいじめの認知を行うようにしております。学校別の公表となりますと、件数の多い少ないのみがひとり歩きして、学校の格付等につながるものが懸念されます。決して教育的にプラスになるとは考えられないため、これについても学校別の件数について報告は差し控えさせていただきます。

人数について申し上げます。小学校では認知件数は、平成27年度、394件、中学校では36件となっております。

次に、教職員の勤務負担軽減ということでございます。教育委員会としてどんなふうにして減らしていくのかということではありますが、1つ、今年度から始めた取

り組みとしまして、中学校教員の部活動の指導というのが、かなり大きな負担になっているところもありまして、週に1日は休養日を設ける、そういう方針を出してございます。そうすることが、子供の体力回復や教員の負担軽減につながると考えております。

次に、空調のことについて、岩出市はおくれている。なぜしないのかということについてであります。本市でも、先ほど教育長もお答えしましたように、必要と思われる保健室や特別教室へのエアコン整備を優先的に進めてまいりました。今後さまざまな施策の優先順位等、総合的に検討した上で計画してまいります。

教育勅語につきましてですが、以前、尾和議員ご自身も同様のご質問の中で、教育勅語が廃止されて教育基本法がつけられたというふうにおっしゃっていましたが、そのとおりでございまして、今は教育基本法にのっとって進めていくということでございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、不登校及びいじめ問題についてであります。

認知件数を含めて、不登校については4名と、小学校ですね。それから、中学校は66名、いじめ件数については394件、中学校では36件というご報告でありました。この数字を多いと見るのか、少ないと見るのかということですが、現に、これは凝縮した形で、私は潜在化をしていると言わざるを得ません。

事が起きるのは、これらの不登校及びいじめ、これをいかにして解消していくか、その件数があるからといって放任するのではなくして、その要因、事の起きる。小さい段階からこれを潰していくという手だてが一方でない限り、これの件数が最悪の場合、非常に悲しい結果を生むと言わざるを得ない。事が起きれば、各教育委員会の見解は、いずれにしてもいじめはなかったんだというような教育委員会の見解を發表して、後からいじめがあったとして、後の処理に困っているというのが全国的な実態ではあろうと、私は思っております。

そういう意味では、初期の段階から不登校・いじめ問題について、いかにしたらそれを解消し、なくしていくことが可能なのかということ、これは教職員を初め教育委員会、父兄の皆さんと一緒に、そういうディスカッションできる機会を多く持っていただいて、対策を打つという姿勢が求められるのではないかなと思っておりますが、それについて、岩出市の教育委員会はどのような手だてをしよう

されているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2回目の質疑の中で、学力テストの問題省きましたけども、私は、公表しているよと言いながら、實際上、それは共有しているかということ、まだまだ不十分なところがあると思うんですね。学力の問題について、一面的に、テストの結果がいいからといって、将来、子供たちの解決、生きる上でのステップになるということ、一面的考え方であろうと思うんですけども、だからといって、学力を軽んじてはならないという思いも私はしております。

そういう意味では、学力テストの結果を踏まえて、今後どうしたら全体的な底上げをすることが可能なのか、これ、平均で出されるということになりますと、底辺のところの底上げをしない限り、全体としてはいい結果が出ないという結果になると思うんですけども、そこら辺の手だてをどうしていくのか、具体的なお考えが持っておられるのであれば、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、教職員の長時間労働については、週1回、クラブ活動については休みにしたんだということですけども、いずれにしても教職員の長時間労働については、これから日本全体としても、今大きな課題になっており、また、非正規の教職員の方との絡みも出てきますし、教職員の方の長時間労働、これをどのように減らしていくのかということは、子供たちへの教育環境にも影響するわけですから、教職員の皆さんの長時間労働を減らしていくと、軽減をしていく、この取り組み、まさしく直面した課題であろうと思うわけであります。

再度、今言われた負担軽減の手だてだけでいいのか、もっと具体的な案をお持ちなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、教育勅語の問題について、部長のほうから教育勅語が廃止されて、教育基本法にのっとって、今やっているんだということではありますが、今ぞろ、教育勅語に対して、見方が大きく変わろうとしているわけでありまして。私はここで聞いているのは、教育勅語に対して、各教育委員会が、政府・文科省のほうから、これの教材として用いることは否定されることではないという閣議決定をして、通知をされていると思うんですが、この見解に従って、教材としては使いますよということなのか、いや、違うんだと。岩出市においては、教育基本法に沿って、学校教育については、今後も進めていくという決意があるのかどうか、これについて、私は再度お聞きをしなければならぬというふうに思っておりますので、ご答弁のほう、よろしくお願いをいたします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、いじめ・不登校問題について、小さいうち、潜在化しているものから潰していく必要があるのではないかというご質問だったと思いますが、私どもとしても、そのように対応してございます。特に、不登校、中学校になると、人数がかなりふえてきてございます。やはり小学校から中学校への接続というあたりを丁寧にしていくことが中学校での不登校の減少につながると考えて、そういう取り組みを行っているところでございます。

具体的に、小学校の教員が中学校を参観して中学校の学習スタイルを学ぶ、また逆に、中学校の教員が小学校へ訪問して小学校の学習スタイルを学ぶ、そういった接続をスムーズに行うような、これは一例であります、そういう取り組みもしてございます。

いじめにつきましても、頻繁に子供たちからアンケートをとってございますし、この認知件数が多いということは、決して悪いことと捉えておりません。それだけ感度が高いというふうに認識してございます。小さいうちにいじめとして認知をして、早期のうちに対応していく。今後もそういう方針を続けていきたいと考えてございます。

学力テストについて、底上げという部分のご質問であったかと思いますが、確かに低学力層の底上げというのは、非常に重要な課題であります。その対策としまして、中学校では、特に土曜日、年間20回、土曜学習教室を実施してございますし、小中学校とも朝の時間等を活用して、基礎・基本のドリル等徹底しているところでございます。

次に、教職員の長時間労働をいかに減らしていくかということですが、先ほどの教育長答弁にもありましたように、市独自でも介助員等雇って、教員の勤務の負担軽減に当たっているところでありますし、本市では、県のほうから多くの加配教員を獲得するよう全力を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、加配教員のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員等、県の制度も最大限活用して、教員の勤務負担軽減につなげているところであります。

教育勅語につきましても、先ほどからの繰り返しになりますが、現在あります教育基本法、学校教育法、さらに学習指導要領にのっとって進めていくことが公教育の務めであると考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、岩出市の所有する公用車の管理についてお聞きをしたいと思えます。

市所有の管理している公用車についてですが、交通事故の軽減並びに市職員が絡む交通事故のないよう、私たちは願うものであります。

そこで、市所有の公用車について、4点にわたり質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、現在、市所有の保有する台数及び車種別にどういう実態になっているのか、その管理はどのようにしてきているのか、お聞きをしたいと思えます。

2番目に、交通事故の件数ですけれども、過去5年間で、交通事故として把握をされている及び人身事故件数、これはどのような実態にあるのか。ここで問題なのは、交通事故の件数で、警察に届けた以外のヒヤリハットですね、ここら辺をどのようにつかんでおられるのかよく知りませんが、実態についてお聞きをまずしたいと思えます。

それから、岩出市のこの自動車を運転する職員、自動車運転教育及び岩出市がこの公用車における安全運転管理者、これは法で定められている問題であります、どのように配置をされているのか、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、最後になりますが、事故が起きるときに、職員の交通安全に対する意識を含めて、事故の起きた要因というのは、その時点のデータがなければ、いろいろな判断基準があつて、過失損失という問題も出てくるわけですが、ドライブレコーダーを各市所有の公用車に設置をして、それから、実態を把握をしていくということも一方で求められているのではないだろうかというふうに思っております。これについては、一斉に全てドライブレコーダーを設置せよという主旨で、私は今回質問しているわけではありませんが、少なくとも段階的に目標値を設定して、必要なデータをつかんでいくと。そして、事故に遭わない、事故を起こさない、そういう意識をお互いに共有するということが大切であろうと思っております。

以上、4点についてご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告に従い、答弁をいたします。

ご質問の6番目、公用車の管理についての1点目、市の保有する台数及び車種の数、それから、管理はどうかについてですが、平成29年3月31日時点で、乗用車9台、消防車27台、小型普通貨物自動車8台、清掃車12台、軽自動車62台、マイクロバス1台、ワゴン車、これは巡回バスでございます、3台、給食車2台、特殊自動車5台、合計129台であります。

管理につきましては、市有自動車等管理規定に基づき適正な管理を行っています。

次に、2点目の交通事故の件数及び人身事故件数についてですが、件数から申し上げます。件数は、平成28年度、9件、平成27年度、6件、平成26年度、8件、平成25年度、6件、平成24年度、8件、うち人身事故の件数は、平成28年度、ゼロ件、平成27年度、1件、平成26年度、2件、平成25年度、1件、平成24年度、ゼロ件でございます。人身事故、物損事故、ともに警察に届け出をしております。

それから、次に、3点目の自動車運転教育及び安全運転管理者の配置についてですが、自動車運転教育につきましては、かねてから機会あるごとに公私を問わず、自動車等を運転する場合の交通関連法令の遵守について、周知徹底を促しています。また、安全運転管理者につきましては、総務課長を選任しています。

次に、4点目のドライブレコーダーの設置についてですが、警察庁においても、その活用メリットについての周知がなされているところであり、今後の公用車購入において設置すべく検討をしてくれているところでございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。所有台数が129台ということであります。これで該当しますと、3番目の安全運転管理者1名ということでは言われました。そうしますと、副管理者、安全運転管理者、あわせて副安全運転管理者、選任しなければならないと。5台以上20台ごとに1名選任する必要性があるわけですが、これについては選任をされているのか、それをお聞きをしたいと思えます。

それから、交通事故件数についてであります。この平成28年度から過去5年間、9件、6件、8件、6件、8件ということで発生をしているということで、これについては多いのか少ないのかという見解の分かれるところではありますが、いずれにしても、このように交通事故が発生をしているということですから、少なくとも年1回ぐらいは交通安全講習というのは実施をしてくれておられるのか、これについて実態はどうなのか。事故件数の要因、こころ辺について分析をされてきているのか。

そして、その事故が起きた際、この事故件数をどのようにしたら発生を食いとめることができたのかというような要因分析ですね、具体的にされてきているのか、ここら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問についてお答えをいたします。

先ほど安全運転管理者1名と申しました。副安全運転管理者の件でございます。所有台数の20台ごとにということでございます。先ほど、私申し上げました全部で129台と申しましたけれども、この中には消防車27台、ワゴン車（巡回バス）3台、それと給食車2台がございます。この合計32台でございます。これにつきましては、自動車の使用の本拠が市でないということから、129台から32台を引きまして、97台ということになります。

97台ということで、尾和議員先ほどおっしゃっておられたように、安全管理者含めて、副安全管理者が4名要るのではないかと、こういう話でありましたので、4名について、内容を申し上げます。副安全運転管理者の4名につきましては、上下水道工務課長、それから、総務課副課長、クリーンセンター係長、上下水道業務課副課長、この4名を選任してございます。

それから、件数の分析ですけれども、件数は多いと私は思っております。

講習ですけれども、実際、実地研修というのはしてございませんけれども、先ほど、1回目の答弁をさせていただいたように、常に職員に対しては、交通事故をなくすようにということで周知徹底を図っているところでございます。

それから、この自動車の管理の関係ですけれども、それぞれの課長において、公用車の管理、運転日誌の記入、あとは自動車の整備、使用後の点検、そこら辺のところも順次していただいているところでございます。いずれにしましても、今回、尾和議員のほうから交通安全の関係のご質問をいただいたということですので、常に安全運転に心がけておりますけれども、これを契機にして、交通安全の確保、それから道路交通法の厳守、これについて努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目のレコーダーについてなんですが、私、ちょっと若干耳が遠くな

っているんで、聞き漏らしたなど今思ってるんですが。設置計画というのは、具体的にお持ちなのか、それとも、こんなドライブレコーダーなんて必要ないんだというお考えなのか。少なくとも、そこら辺、段階的に設置をしていくと。費用もそんなに掛かる金額でもありません。データは逐一更新をされるわけですから、何かあったときに、それを共有して、みんなでパソコンと連続させて、レーダーを、あっ、ここに問題があったのかという検証にもなる。それによって、各民間の企業でも公の地方自治体でも、そういう取り組みをしているところも聞いております。

そういう意味では、非常に大切な重要な問題かなど、私自身は考えておるんですけども、そこら辺、どのようにお考えをお持ちなのか、最後に質問して、終わりたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

第1回目の答弁させていただいた内容をもう一度申しますと、警察庁においても、その活用メリットについての周知がなされているところであり、今後の公用車購入において設置すべく検討してきているところですので、今現在、検討に入っております。

それと、先ほど申しました台数の中には入っておりませんが、平成29年度、既に2台の公用車を購入しておりますけれども、それにつきましても、このレコーダーについては設置をしてございますので、今後は設置していく方向で進めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。